

下水道の供用区域を拡大します

3月31日(木)から、下水道の供用区域を別図のとおり拡大します。区域内でくみ取り便所のあるご家庭は3年以内に、浄化槽を設置しているご家庭はすみやかに排水設備を設置して、下水道への接続をお願いします。

排水設備工事について

宅地内の排水設備工事は、必要な技術を習得している町指定の工事に依頼してください。工事費用は個人で負担いただきます。

下水接続のための助成制度

排水設備工事費用を無利子で融資する制度や、接続の際に不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する費用の一部を補助する制度があります。

下水道使用料

下水道使用料は水道使用量を基準に算出します。井戸水などの地下水を使用している場合は使い方によって使用水量が決まりますので、お問い合わせください。

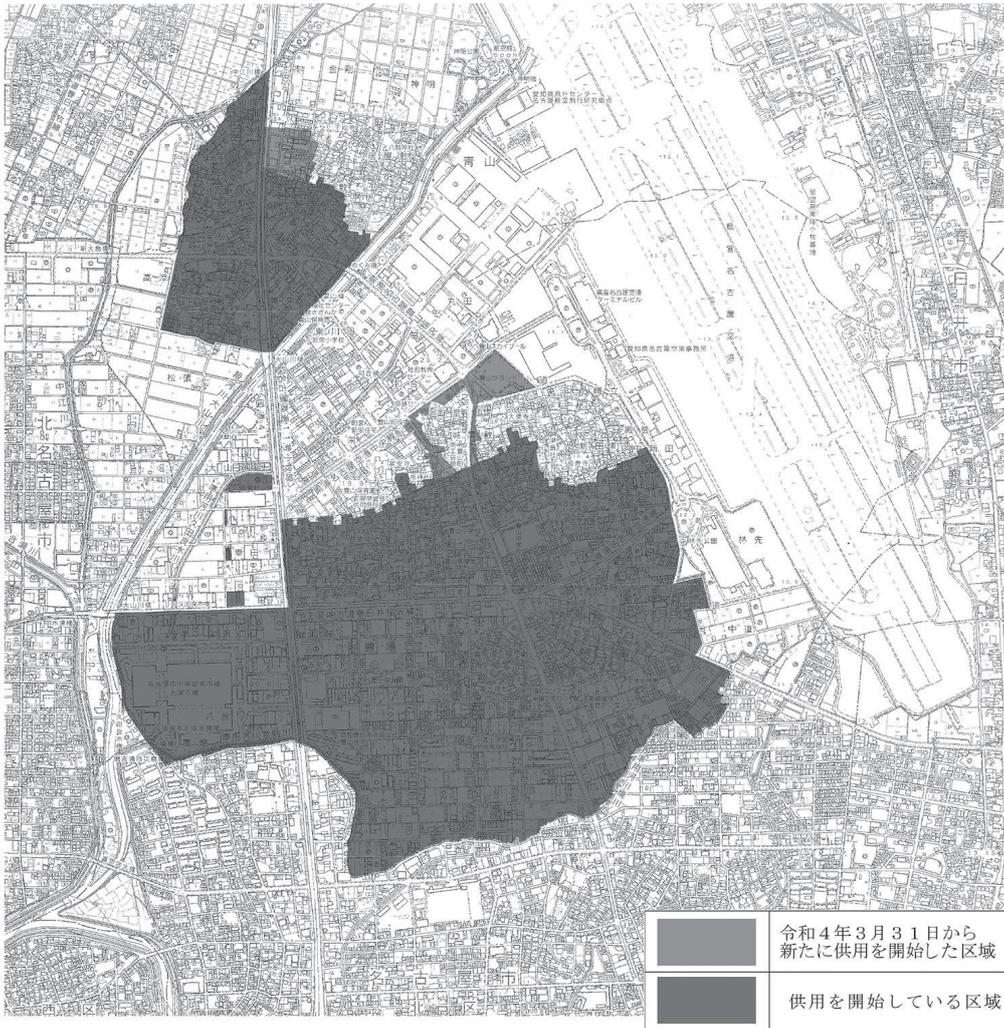
下水道使用料の支払方法

使用料は水道料金と一緒に2か月ごとに口座納付などにより納めていただきます。

▼問合せ 建設課下水道グループ

☎ 28・0940

供用開始区域図



Info 排水設備指定工事店を追加

排水設備指定工事店を新規に指定しましたのでお知らせします。

下水道に接続するための宅地内の排水設備工事は、指定工事店で行うことはできませんのでご注意ください。

▼追加工事店 (令和4年3月1日から)
伊藤設備工業 稲沢営業所
(稲沢市平和町下起北118番地)

☎ 0567・46・1182

▼問合せ 建設課下水道グループ

☎ 28・0940

Info 浄化槽設置の補助制度

浄化槽を新たに設置される方に予算の範囲内で先着順に費用の一部を補助する制度を設けています。ぜひご利用ください。

▼補助対象

- ① 下水道の事業計画区域以外であること
- ② 工事着手前に申請すること
- ③ 10人槽以下の浄化槽であること
- ④ 自己の居住用であること
- ⑤ 浄化槽法の構造基準及び国庫補助指針に適合するものであること

▼補助金額

- 5人槽 7万5千円
- 6、7人槽 9万円
- 8～10人槽 11万円

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916